採石法に基づく承認申請に対する処理状況

事件番号	件名	決定申請人	処分庁	処分庁への 決定申請日	聴聞会開催日	承認申請日	申請内容	申請理由の要旨	回答日	回答の 内容	その後の状況
公調委平成15年 (承)第1号	採石権の設定に関する 中部経済産業局長の決 定の承認	A社	中部経済産業局長	平成14年10月3日	平成15年2月18日	平成15年12月9日	申請の棄却	申請地の過半を占める石川県所有の土地は、 行政財産となっている。 能登地方の岩石の供給料は、今後想定される 需要に対し十分な量が確保されており、直ちに 強制設定を行わなければならない合理的な事由 や緊急性は認められない。 申請人は、今後計画している年間出荷量の約11 年分相当を確保していること。	平成16年2月25日	承認	平成16年5月24日裁定 申請(平成16年(フ)第4 号) 平成16年12月14日棄却
公調委平成20年 (承)第1号	採石権存続期間更新に 関する中国経済産業局 長採石法第28条決定承 認申請	D→	中国経済産業局長	平成20年1月9日	平成20年2月20日	平成20年2月28日	申請の棄却	採石権の再設定に関する協議が行われていない。 採石の大幅な供給不足が生じている等の特段の事情がなく、本件申請地以外における供給が可能な状況にある。	平成20年4月8日	承認	平成20年6月5日裁定申 請(平成20年(フ)第1 号) 平成20年12月24日棄却
公調委平成30年 (承)第1号	採石権存続期間更新に 関する中国経済産業局 長採石法第28条決定承 認申請	O 2 +	中国経済産業局長	平成30年8月2日	平成30年9月20日	平成30年10月11日	申請の棄却	砕石出荷動向,砕石生産余力等を検証したところ,岩石資源が不足する蓋然性は認められない。 申請地の所有者は採石以外の具体的な土地利用の構想があると説明しており,採石権の更新が土地所有権の制限にならないとは認められない。	平成30年12月7日	承認	平成31年3月14日裁定 申請(平成31年(フ)第1 号)令和元年10月23日 棄却